

所得に応じ 65 歳以上の介護保険料を軽減

【表 1】 介護保険料段階別金額（令和元年度）

所得段階	対象になる人		計算方法	年間保険料
1	本人が市民税非課税	生活保護の受給者（※市民税課税の場合あり） 老齢福祉年金の受給者 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	基準額 × 0.375	25,650 円
2		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の人	基準額 × 0.575	39,330 円
3		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える人	基準額 × 0.725	49,590 円
4	世帯に市民税課税の人がいる	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	基準額 × 0.90	61,560 円
5		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える人	基準額 (5,700 円 × 12 カ月)	68,400 円
6	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	(基準額 × 1.20)	82,080 円
7		前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	基準額 × 1.30	88,920 円
8		前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	基準額 × 1.50	102,600 円
9		前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	基準額 × 1.70	116,280 円
10		前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	基準額 × 1.80	123,120 円
11		前年の合計所得金額が 600 万円以上の人	基準額 × 1.90	129,960 円

【表 2】 介護保険料の軽減強化

所得段階	保険料（乗率）	
	平成 30 年度（軽減前）	令和元年度（軽減後）
1	30,780 円 (0.45)	⇒ 25,650 円 (0.375)
2	44,460 円 (0.65)	⇒ 39,330 円 (0.575)
3	51,300 円 (0.75)	⇒ 49,590 円 (0.725)

平成 27 年度から、第 1 段階の保険料について公費（0.05）を投入し軽減をしてきましたが、本年 10 月の消費税率引き上げに伴い、第 1 ～ 第 3 段階の介護保険料軽減を強化します。これによる本年度の介護保険料段階別金額は表 1、具体的な軽減の内容は表 2 のとおりです。

所得に応じ 65 歳以上の介護保険料を軽減

介護保険料基準額は、3 年ごとに行う計画策定時に改定します。平成 30 年度から 3 年間に必要となる介護サービス費用の見込みに基づき、65 歳以上の介護保険料基準額は、月額 5700 円としています。

介護保険料基準額 月額 5700 円

【表 3】 後期高齢者医療保険料均等割額の軽減見直し

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額	特例適用後の軽減割合		今後の軽減割合	
	令和元年度		令和 2 年度	令和 3 年度
33 万円以下の場合	8.5 割軽減	6,136 円/年	7.75 割軽減	7 割軽減
世帯内の被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他所得なし）の場合 ※平成 30 年度は 9 割軽減（4,090 円）	8 割軽減	8,181 円/年	7 割軽減	
33 万円 + (28 万円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合	5 割軽減	20,453 円/年	5 割軽減	
33 万円 + (51 万円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合	2 割軽減	32,725 円/年	2 割軽減	

本年度の介護保険料は、所得段階をもとに算定を行い、普通徴収（納付書または口座振替）で納付している人には 7 月中旬に「介護保険料納入通知書」を、特別徴収（年金からの天引き）で納付している人には、7 月下旬に「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」を送ります。

後期高齢者医療保険料の軽減を変更

世代間の負担の公平等の観点から保険料の一部軽減が変更となります。

均等割額の軽減

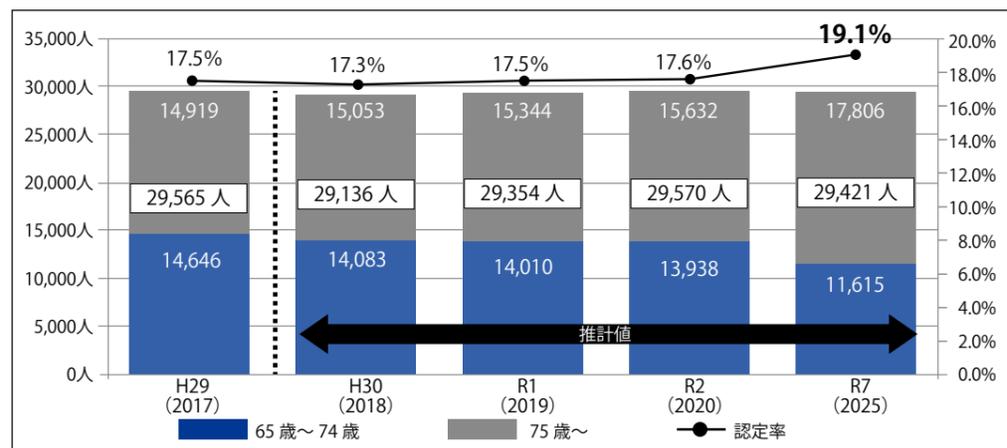
介護保険料の軽減強化や、年金生活者支援給付金の支給に合わせ、特例軽減を廃止し、制度本来の軽減に戻します。（表 3）

被扶養者の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険（市町村国保・国保組合は対象外）の被扶養者であった被保険者は、所得割額が掛からず制度加入から 2 年間は均等割額が 5 割軽減されます。なお、すでに資格取得し、2 年経過している人は、令和元年度以降は均等割額の軽減がなくなります。 ※6 月下旬にすべての被保険者にリーフレットを送付済みです。併せてご覧ください。

国保年金課（☎71・2475
☎71・2503）または長野県後期高齢者医療広域連合（☎026・229・5320）

【図 1】 高齢者と要介護認定率の推移と推計



【図 2】 市が目指す 2025 年の将来像

- 高齢者が健康長寿に向けて介護予防・健康づくりの必要性を感じ、積極的に活動をしている
- 高齢者が地域の中で自分の有する能力を発揮して役割をもって、活動をしている
- 高齢者が地域のつながりの中で世代を超えて支え合うことで、自立した生活をおくることができている
- 高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域や望む場所で安心して生活できるよう、医療・介護における必要なサービスの提供が受けられている
- 高齢者が自分の意志で（生活のスタイルを）選択でき、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができている

将来像実現に向けた取り組み

- 一人ひとりが生きがいをもって日常生活を過ごすために、高齢者の社会参加の推進、自主的な介護予防に取り組める環境づくり
- 地域の医療・介護関係者等とともに、高齢者を支える地域包括ケアの充実に向けた取り組み
- 介護保険を必要とする人のため、計画的な施設整備等、介護サービスの充実に向けた取り組み

超高齢化社会に向けて

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には、要介護認定率は 2018 年から 1.8 ポイント増の 19.1%（図 1）に、介護保険給付費は 17 億 3000 万円増になる見込みです。

市ではこれらを見据え、平成 30 年度から 3 年間で第 7 期介護保険事業計画の期間とし、「市が目

サービスガイドブックの作成

地域ごとに、支え合い・助け合いなどの情報を掲載した「令和元年 5 月版生活支援サービスガイドブック」を作成しました。配食サービスや家事支援などの高齢者の生活支援サービス、サロン活動などの地域の通いの場を掲載していきますので、ぜひ活用ください。希望者には無料で配布しています。また、市HPからも入手できます。配布を希望される方は、介護保険課までお問合せください。



ガイドブックの例



超高齢化社会の進展を見据え、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを目指し、計画的に介護保険事業に取り組みます。市の介護保険の展望と介護保険料の軽減についてお知らせします。

これからの介護保険 共に支え合い・元気に生きる